

# 第 160 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 24 年 11 月 8 日（木）

午後 1 時 30 分

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

## 次 第

1 開 会

2 報 告

第 159 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（1 件）

議案第 2267 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

## 第160回宮城県都市計画審議会出席委員

### ○ 委 員

伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大 山 弘 子	日本ビオトープ管理士会理事
桑 原 雅 夫	東北大学大学院情報科学研究科教授
佐 藤 政 典	公益社団法人宮城県建設センター理事長
高 橋 克 子	宮城県医師会常任理事
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
五十嵐 太 乙	農林水産省東北農政局長（代理）
長谷川 伸 一	国土交通省東北運輸局長（代理）
徳 山 日出男	国土交通省東北地方整備局長（代理）
森 田 幸 典	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
菊 地 恵 一	宮城県議会議員
内 海 太	宮城県議会議員

（以上 14 名）

## 1 開 会

### （1）新任委員の紹介

○事務局（鈴木総括） ただいまから第 160 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降に、委員の委嘱替えがございましたので、御紹介いたします。

農林水産省 東北農政局長の五十嵐太乙委員でございます。本日は代理といたしまして、農村計画部農村振興課課長補佐の佐藤吉治様が御出席されております。

### （2）会議の成立

○事務局（鈴木総括） 続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含めまして、13 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

菊地委員におかれましては、若干遅れる旨の御連絡をいただいております。

なお、代理出席の方のお名前でございますが、お配りしております座席表に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

### （3）会議の公開・非公開についての報告

○事務局（鈴木総括） 続きまして、本日の会議の公開の扱いでございますが、本日御審議いただきます議案は、非公開とする議案には該当しておりませんので、審議はすべて公開とさせていただきます。

### （4）傍聴人への注意等

○事務局（鈴木総括） 次に、傍聴される方々にお願いでございます。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願いいたします。

### （5）マイクの説明

○事務局（鈴木総括） また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡ししますので、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

### （6）議長に進行引き継ぎ

○事務局（鈴木総括） それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、森杉会長、よろしくをお願いいたします。

(7) 議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、会議を開きます。

本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。佐藤政典委員と、内海太委員にお願いしたいと思います。ありがとうございます。

2 前回議案の処理報告

○森杉議長 それでは、第159回審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは前回の議案の処理状況について御報告いたします。

お手元の議案書の3ページを御覧いただきたいと思います。前回、第159回の審議会におきまして、議案第2263号ほか3件につきまして御審議いただきましたが、資料の処理状況の欄に記載のとおり、審議結果に基づき、所定の手続を全て完了しております。以上御報告申し上げます。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。以上の報告につきまして、御質問等ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 よろしいですか。それでは、以上で、第159回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

議案第2267号 仙塩広域都市計画道路の変更について

○森杉委員 それでは、議案の審議に入ります。本日の審議件数は、議案第2267号、これ1件のみです。

それでは、事務局の方から、この議案第2267号、「仙塩広域都市計画道路の変更について」について、御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 議案第2267号「仙塩広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

本案件は岩沼市において、都市計画道路3・6・180号「駅前南通線」を新たに追加するものでございます。表にありますとおり、「延長」約90m、「車線の数」1車線、「幅員」11mとなっております。

ます。

決定の理由が記載してございますが、JR東北本線岩沼駅におきまして、現在整備中の岩沼駅前広場と既存の都市計画道路「西大町線」との間の道路でございますが、ここは十分な歩道も無く、駅利用者を送迎する車やバス、タクシーが歩行者や自転車と混在して行き来しておりまして、安全が確保できない状況にあります。そこで、駅利用者の安全と駅周辺の円滑な交通処理機能の充足を図るために、「西大町線」と駅前広場を結ぶ道路といたしまして、新たに3・6・180号「駅前南通線」を都市計画決定するものでございます。

議案書の6ページを御覧ください。

こちらは、岩沼市街地の図面となっております。図面上が北方向、いわゆる仙台方面、図面下が南方向、白石市方面というふうになってございます。図面上から南西方向にJR東北本線が、また国道4号が通っております。

図面中央の青点線で囲んだ区域が、今回、変更する箇所を表しておりまして、岩沼駅に隣接する区域というふうになってございます。

右下に拡大図を載せてございます。凡例にありますとおり、赤色が追加する区域でございます。

今回の変更は、岩沼駅前広場と都市計画道路「西大町線」を結ぶ新たな道路、これを追加するものとなっております。

参考資料の方でございますが、その1ページをお開き願います。

こちらは、この変更箇所を拡大した図面となっております。下に標準断面図を載せておりまして、車道3.0mの1車線、その左側に1.5mの停車帯と3.5mの自転車歩行者道、右側に2.5mの歩道、これを配置いたしまして、全幅で11.0mとしてございます。

参考資料の2ページをお開きください。

こちらは、駅前広場を含めました詳細図となっております。赤が車道、緑色が自転車歩行者道もしくは歩道を表してございまして、赤の実線で囲っておりますのが、今回追加する区域となっております。ここで、自動車の動線でございますが、矢印のとおり一方通行としてございまして、一般車と公共交通が混在しないように、駅に近い側をバス、タクシーの公共交通用、駅前広場を挟みまして矢印の書いてある方が一般車用と、こういうふうにしてございます。今回決定の「駅前南通線」は、「西大町線」から駅前広場方向の一方通行となっております。1車線の都市計画決定というふうになってございます。

なお、既決定の「駅前大通線」とそれに付随します駅前広場でございますが、これにつきましては、現在岩沼市で施工中でございまして、来春には完成する予定になってございます。今回、都市計画決定する「駅前南通線」につきましても、地元からの早期の完成が望まれているところでございます。

以上で、議案第2267号に関する説明を終わります。

なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。

御審議の程よろしく願いいたします。以上でございます。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明ですが、委員の皆様からの

御意見・御質問をいただきたいと思います。どうぞ。

○内海委員 何も異議はないんですけど、今重要性についてはいわれましたし、この場所を私も知っておりまして、すばらしいいい計画だなと思っております。しかも駅前広場を公共のものとして残して、分離して交通を円滑にするという、都市計画のあり方、まちづくりについては評価したいと思いますと思いますが、急がれているというお話をしておりましたけれども、若干の用地の確保、補償というようなこともあって、事業の着手の見通しや、いつ頃めどに供用開始できるのか、その辺だけお尋ねしておきたいと思います。

○事務局（櫻井都市計画課長） 実は先程御説明しましたとおり、市側の工事が先行してございまして、御指摘のとおり実は、この計画を固めるまでに、特に駅前にマンションがございまして、そこがちょっとかかる計画になってございまして、その方々との調整に時間を要しました。そして今般やっとその調整が整いまして、今回御審議いただきましたならば、早急に事業に着手ということになってございます。実はもう今年度中に用地買収のお金を一部国からいただいているところでもございまして、今年度中に用地に着手いたしまして、完成は早期に、平成26年度までには終わらせる、という予定でございまして。

○森杉議長 他にどうぞ。

これはもうおそらく、何の問題もなく、とにかく急がねばならないというものでありますので、皆様御承認いただけるのではないかと思います。よろしいですか。それでは御意見がないようですので、お諮りいたします。

議案2267号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 ありがとうございます。異議ないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することに決定いたします。

#### 4 その他

○森杉議長 せっかくお出でいただいたんですが、以上で本日予定していた審議案件はすべて終わりです。委員の皆様方からほかに御意見等ございませんか。

ないようですと、事務局の方から何かございませんか。

(13:42 菊地委員が到着)

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。若干お時間をいただきまして、報告事項がございまして。お

許しをいただければ、御説明させていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○森杉議長 皆様よろしいですね。それでは申し上げます。

○事務局（櫻井都市計画課長） ありがとうございます。それでは、お手元でございます「報告資料」を御覧いただきたいと思っております。

現在、東日本大震災の復興にあたりまして、本都市計画審議会におきましても、各市町の計画決定事項、あるいは事業に対する意見書の処理、これをお願いしているところでございます。

今日は、「震災復興の状況」ということで、今の状況がどうなっているかということ、かいつまんで御説明したいというふうに思っているところでございます。

まずでございますが、ページが飛んで大変申し訳ございませんけれども、4ページを御覧いただきたいと思っております。

東日本大震災復興特別区域法、いわゆる復興特区法に基づきます、特例措置、手続き等につきましては、今年3月に開催いたしました第157回の審議会でも御説明申し上げましたけれども、その際の説明資料を4ページから6ページに再掲させていただいております。

簡単にもう一度だけ御説明させていただければと思っております。

いわゆる復興特区法でございますが、東日本大震災からの復興に向けた取組の進捗を図る目的をもちまして、復興の円滑かつ迅速な推進と、こういったことを目的としております。平成23年12月26日に施行されているところでございます。

この復興特区法でございますが、3つの計画、そしてそれに連なる各種の特例措置で構成されているところでございます。その3つの計画でございますが、4ページの上の図の真ん中ほどにございます、「復興推進計画」、「復興整備計画」、そして「復興交付金事業計画」、この3つが計画として定めることになってございます。

4ページの下の方でございますが、この3つの計画それぞれの趣旨、計画を策定することによって受けられる特例の措置、計画の作成単位、作成体制、これを整理してございます。

「復興推進計画」でございますが、これはいわゆる総合特区のようなものでございまして、個別の規制や手続きの特例、税制上の特例、これを受けるための計画でございます。宮城県、本県では、税制上の特例の、いわゆる「民間投資促進特区」に関する復興推進計画等の承認を受けまして、いわゆる新規立地企業に対します法人税、これを5年間免除する、こういった特例を受けているところでございます。

2番目の「復興整備計画」でございます。これが都市計画審議会でも審議が必要な計画ということになってございます。これは復興整備事業を迅速に行うために、特例の許可、あるいは手続きのワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画ということでございまして、次に詳しく御説明したいと思っております。

最後の「復興交付金事業計画」でございますが、これは被害を受けました地域の復興に必要な、いわゆる復興交付金事業、これに関する計画となってございまして、本県及び各市町では、これまで3回の交付申請を行ったところでございまして、合計で約3,400億円の交付可能額の通知を受けている

ところでございます。

資料の5ページを御覧いただきたいと思います。

復興整備計画を作成することによりまして受けられる特例について、もう少し詳しく御説明いたします。

上の方の図でございますが、土地利用再編の特例の説明でございますが、事業に必要な許可の特例といたしまして、事業実施のために必要な許可が得られないといった現状の課題に対して市街化調整区域における開発行為、あるいは農地転用等について特例的に許可されることとしております。新しいタイプの事業制度の創設として、いわゆる住宅地と農地とが混在するようなどころについては、被災地の実態に即した事業手法が必要であるといった現状課題に対して、例えば、調整区域でも土地区画整理事業が実施可能、こういった特例を設けているところでございます。

下の図でございますが、事業実施に必要な許可手続のワンストップ化で、通常、事業の実施のためには複数の許可が必要となりますが、復興特区法では、ここに会議を行っているイラストがございませぬけれども、許可権限を有する者が一同に会議をもちまして、復興整備協議会と申しますけれども、これを開催いたしまして、そこで協議、あるいは同意することによって、事業に必要な許可があったものとみなす、こういった取扱いにしているところでございます。

都市計画決定におきましてもワンストップで処理可能としてございますけれども、5ページの下の方の復興整備協議会のイラストの右に○印で記載してございますが、「必要に応じ国への協議、公聴会、公告・縦覧等の手続きを経る」ということになってございまして、都市計画決定にあたっては、公告・縦覧、都市計画審議会等の手続きは、法律では省略されないと、こういった形になってございます。

参考資料の6ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが、復興整備計画で都市計画決定を処理しようとした場合のフローの例となっております。ここにございませぬとおり、市町村決定、都道府県決定、いずれの場合も、2週間の公告・縦覧、都市計画審議会が必要となっております。

以上で、復興特区法に関する御説明は終わりますけれども、次に、ただ今御説明いたしました復興整備計画の状況につきまして御説明申し上げます。

申し訳ございません、報告資料の1ページにお戻りいただきたいと思います。

(1)に復興整備協議会の開催状況を記載してございます。

復興整備計画を協議いたします、復興整備協議会の開催状況でございますが、今年2月17日に、沿岸の14市町と県とで、それぞれの復興整備協議会を設立してございまして、それ以降、12市町で延べ34回の復興整備協議会を開催してございます。

直近の開催は、先月、10月25日に石巻市、塩竈市を含めます7市町の復興整備協議会を開催したところでございます。

(2)でございますが、ここには復興整備計画の公表状況を記載してございます。

復興整備計画の公表状況でございますが、防災集団移転促進事業、いわゆる高台移転のような、この事業につきましては145地区、土地区画整理事業につきましては9地区等が公表されてございます。合計で194事業、これが公表されているところでございます。



現時点の計画では、防災集団移転促進事業は県全体で約 185 地区、土地区画整理事業は約 30 地区程度で実施される予定となっておりますので、防災集団移転促進事業では約 8 割、土地区画整理事業では約 3 割の地区が、既に復興整備計画の方に位置づけられたということになってございます。

2 ページを御覧ください。

次に、この復興整備計画によりまして、都市計画の決定及び変更の手続きを行ったもののうち主なものを (3) に記載してございます。

黄色で着色してございますのが、県決定の案件ということになってございまして、本都市計画審議会でご審議いただいた案件ということになってございます。

県決定の案件は、例えば県道でございませつか、そういったものが主となっております。今回、地方分権一括法の関連で、かなり市の都計審の方に権限が移譲されてございまして、その大体のところは県ではなく、市の方が事業の計画決定ができるということになってございます。

これらのうちでございませけれども、石巻市の「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業」、東松島の「野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業」、それから女川の「女川町被災市街地復興土地区画整理事業」これらの一部につきましては、既に事業認可を受けまして、着工がされているところでございます。

(4) の今後の予定でございませますが、防災集団移転促進事業は約 185 地区、土地区画整理事業は約 30 地区が予定されてございませけれども、今年度中に全て、復興整備計画の方に位置づけることが必要な事業は、全て復興整備計画に位置づけたいというふうに思っております。そして公表する予定でございまして、関連する都市計画決定につきましても手続きを進めていきたいというふうに考えてございます。

そのため、本年度は 1 月以降でございませけれども、大変申し訳ございませせん、年度内は月に 1 回程度、都市計画審議会を開催する予定でございませ。委員の皆様には、大変お忙しい中ではございませけれども、御協力、御理解、よろしくお願ひしたいと思ひませ。

3 ページをお開き願ひませ。

現在いろいろ計画決定をしながら具体的な事業化に向けた動きが本格化している中で、今後の復興に向けた課題につきましてもまとめておひませ。

現在、大きく分けまして、まちづくりということに関しますと 4 つ程の課題があるのではないかとひいうふうに考えてございませ。

ひとつは、被災者の住宅再建における課題でございませ。いろいろ新聞でも賑わしてございませけれども、いわゆる災害危険区域といわれるものにつきましても、下に説明を載せてございませけれども、危険な区域で、条例で建築を制限する区域でございませ。こういった区域で防災集団移転促進事業の移転元の地区につきましても、災害危険区域の指定が必要となつてございまして、災害危険区域内ではいろいろ支援があるんですけども、災害危険区域外では、防災集団移転促進事業のような利子補給でありますとか、そういった公的支援がないというような状況になつてございませ。このため、現在各市町におきましては自主財源による支援策を検討、そして実施しているということにございまして、各市町の財政力により差が出るということが現状ということになつてございませ。

現在、県といたしましては、そのような被災者への支援のばらつきといったことがないように、市

町と一体となって、例えば財源の確保、復興基金への新たな積増しでありますとか、あるいは復興交付金での支援でありますとか、そういったところを国に働きかけているところでございます。

ふたつ目に掲げさせていただきましたのが、産業系用地の嵩上げにおける課題というところでございます。現在の制度におきましては、人命を守るという観点から、被災市街地におきましては住宅用地の嵩上げ、これについては、一定程度の数値要件、1ヘクタールあたり40人以上という数値がありますけれども、こういった計画人口密度を有する場合においては、いわゆる補助が認められております。いわゆる嵩上げができるということになってございます。しかしながら、産業系の用地につきましては、これが認められていないという状況でございまして、これも、市町の単独費の対応が必要となっているというところでございまして、各市町毎に財政力にばらつきがあるということでございます。

これらにつきましても、現在、復興交付金での事業促進、あるいは事業そのものに補助金が入るようお願いをしているところでございますけれども、どうしても、産業の再生ということについて、今回復興交付金の方が、特にまちづくり関連では少し薄いなあ、というところでございまして、今、市町とともにお願いしているところでございます。

三つ目でございますけれども、防災集団移転促進事業、つまり海側に住んでいた方々が高台に移転すると、こういった移転した後の「跡地の土地利用における課題」でございまして、移転跡地でございまして、当然その土地利用上かなり制限がされていくわけですが、一定程度そこにやはり産業の集積でありますとか、あるいは土地の緩やかな整序でありますとかそういったことが必要になってございまして、こういったことに対して、土地利用の検討が遅れているのは否めないというふうに思っております。各市町におきましても、なかなか住民の方々を上を上げるということが大優先になってございまして、まだそこまで手が着いてないというところも散見されるところでございます。

それから、4番目でございます。これが今後、都市計画として見たときに非常に大きな問題かなというふうに思っているところでございまして、いわゆる都市計画区域マスタープランにおける課題としてございます。

今後、各市町の復興計画、あるいは先ほど御説明いたしました復興整備計画を踏まえまして、都市計画のマスタープランを見直すということになっていくと思っております。特に現行の人口でありますとか産業のフレーム、こういったものをどう整合させるかということが非常に大きな課題になってくるだろうと思っております。

7ページを御覧いただきたいと思っております。

これは、平成17年と平成22年の国勢調査の人口の比較になってございます。黄色で着色してございますのが、今回被災した沿岸の市町でございます。

このうち、仙台市、名取市、多賀城市、岩沼市、利府町以外の市町、つまり石巻圏や気仙沼・本吉圏の市町、亘理町、山元町におきましては、被災前から既に人口減少の傾向にあるということがおわかりになると思っております。

次に、9ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは今回の震災によります人的被害の状況でございまして、先ほどあげました石巻圏、気仙沼・本吉圏、亘理、山元、このところでは大変著しい数のお亡くなりになった方、行方不明になった方が

発生しているわけでございます。これが従来からの人口減少傾向に拍車をかける、こういった結果となっているところでございます。

現在各市町の復興計画でございますが、それぞれ各市町の政策誘導もあるかと思えますけれども、人口減少傾向、こういったものを考慮した計画にはなってございません。被災されたまちを元に戻す、地型を一にする、こういったものがかなり多く見受けられます。今後、都市計画区域のマスタープラン、こういったものを見直していく時には、どう、このところのギャップを取り扱っていくかといったことを、今後検討していかなければならないというふうに考えてございます。県といたしましては都市計画の基礎調査にまず着手いたしまして、まずは、現状の把握を行っていきたいと考えてございます。その後、県域全体で人口フレームあるいは産業フレーム、こういった形で一番今の形を表しつつ将来を見据えられるか、ということをお後整理をしていきたいというふうに思っているところでございます。

事務局からの報告事項につきましては、以上でございます。

○森杉議長 ありがとうございます。以上の報告ですが、皆様、御質問、御意見、感想等、いただければ、大変幸いです。

それでは私の方から。マスタープランの問題が出ましたので。人口など、はっきり人口でしょうけど、これがどのような状況になっていくのか分からないということですよね。そうすると、この都市計画審議会にあがってくるのは、例えば区画整理の関連する道路とか、そういうかっこうで出ますよね。そうするとその区画整理のところに、本当に人が家を建ててくれるんだろうとか、住んでくれるんだろうとか、あるいは何年かしたら誰もいなくなるんじゃないとか、そういう心配が出てくる可能性がありますよね。そういうことをここでどのように審議すればいいのでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 被災市町の復興事業においては、2つの見方があると思っております。今私が申し上げたのは、マクロ的な都市のマスタープランでありますとか、そういった問題があると申し上げました。もうひとつは、その事業を行うときに、その事業のスピードでありますとか、やはり皆さん仮設住宅に入ってもらっちゃいますので、都市計画を決めてまちづくりをするには、やはり非常に時間がかかります。特に区画整理事業などは非常に時間がかかっているところでございます。やはりそういったところを、かなり早く進めていく必要が一方ではあると思えます。人口の流出をなるべく避けるということだと思います。それでやはり適正な区域取りでありますとか、事業の進め方もあると思えます。全体を区域決定しておいて、事業の進め方を、例えば工区を分けて早く進めていく。そういったところも我々が気がつくにつけ市町の方々に伝えているんですが、なるべく早く進めて、言葉は悪いですけど、細切れにという言葉は悪いですけど、そういったことも必要じゃないかと。ただ首長さんに言わせると、全体を一緒にやってあげないと、全体で復興に着手したということにこだわっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、そこら辺とのかねあい、実質的な進め方としては難しいと思っておりますし、審議会の方にも、そういった効率的に進めるような提案をして行ければというふうには思っ

ております。

○森杉議長 まずはスピードアップすることへの何らかのサジェスションとか提案とか、そういうことができる、いいように、成果があがってくる可能性が高いということですよね。

ほかにどうぞ。

もうひとつ、手続の問題の、ワンストップ化ですね。これは別に特別に、特区だけにやるべきことじゃなくて、日本中どこでもやるべきことじゃないですかね。むしろ全体、全てで。市街化調整区域とか特例的な許可、これはまた別の問題だと思うんですけども、手続の方はですね、このワンストップ化は全く特区に限定する必要はないんじゃないですかね。

○事務局（櫻井都市計画課長） 実際に協議会を、これまで何回となく開いてきました。こういった形で許認可権を持っている方々が一堂に会して、それぞれ、農地法の転用の議論でありますとか、我々も、市街化調整区域での開発の許認可を都市計画課で行っておりますので、そういった方々で実際にやっております。その細かい評価はまだこれからだと思いますけれども、現実には非常に早い計画づくりが進んできたというふうには思っておりますので、今後一般的な事業の進め方にも参考になるというふうには思っております。そういったことを、できれば被災地の方からも、事業を実際にやった者としていいところ、悪いところもあるかと思うので、そこを評価しながらフィードバックできればというふうには考えております。

○森杉議長 ここでいうべきことではないかも知れませんが、いたるところで、行政の作用について、「のろい」とよくいわれるじゃないですか。特に都市計画関係はそのようにいわれる。そういうことを進める上で、ブレイクスルーになるんじゃないかというふうには思います。

○事務局（櫻井都市計画課長） 確実にスピードは速まったというふうには思っています。あまりスピードを急ぐあまりに、中途半端という大変ですけども、「走りながら考える」という市町さんもございまして、まあそれはそれで仕方ないと思うんですけども、行きつ戻りつするようなどころも実際はあります。いろいろな、市町さんによっていろいろだと思いますけど、確実にスピードは速まるというふうには思っております。

○森杉議長 どうぞ御意見、御質問ございましたらどうぞ。

ありませんか。よろしいですか。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。

## 5 閉 会

○司会（鈴木総括） 貴重な御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第160回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお、次回、第161回審議会の開催日程についてでございますが、なお変更の可能性はございますが、現時点では来年の1月10日、木曜日を予定しております。年始早々の開催で大変恐縮でございますが、御理解の上、御出席いただきますようお願い申し上げます。正式なお知らせにつきましては、日程が確定次第早めに御連絡申し上げますようにいたします。本日はありがとうございました。

午後2時09分閉会